

## 議案第151号

### 救助消防ヘリコプターの取得について

防災対策の一環として、消防力を強化するため、次の救助消防ヘリコプターを買い入れる。

- |   |        |   |                                   |    |
|---|--------|---|-----------------------------------|----|
| 1 | 物      | 件   | ヘリコプターEC155B1型<br>(エアバス・ヘリコプターズ式) | 1機 |
| 2 | 契約の相手方 | 東京都港区六本木6丁目10番1号<br>エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社 |                                   |    |
| 3 | 契約金額   | 2,157,840,000円                            |                                   |    |
| 4 | 納入期限   | 令和3年3月31日                                 |                                   |    |

令和元年9月18日提出

大阪市長 松井一郎

### 説明

救助消防ヘリコプターを買い入れるため、大阪市財産条例第2条の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

大阪市財産条例（抄）

（議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下法という。）第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。